

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民健康保険医療費適正化事務 基礎項目評価書 【平成29年12月15日 評価書番号13(国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書)に評価書統合のため終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東かがわ市は、当該事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益を保護するため、適切な措置を講じることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東かがわ市長

公表日

平成29年12月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険医療費適正化事務
②事務の概要	医療費適正化を推進するため、保険医療機関等から提出される診療報酬明細書及び療養費支給申請書の審査・点検を行うもの
③システムの名称	国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険医療費適正化ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	国民健康保険法第45条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第1(30) 番号法別表第2(3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、44、58、62、80、87、93、106)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健課
②所属長	保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

